

**買うなら岩手のもの
大手ECモール出店支援業務**

業務仕様書

**令和 4 年 7 月
岩 手 県**

大手ECサイト参入支援業務委託仕様書

1 本業務の目的

インターネット販売事業への参入に必要な技術や知識を学ぶ講習会を開催することで、コロナ禍で需要減少の影響を受けている事業者を支える緊急対応策として、ニューノーマル時代に生きる世代のニーズに対応した産業構造への転換を促進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 本業務の内容

大手ECモール「Yahoo!ショッピング」を対象として、以下の業務を実施すること。

(1) 講習会等開催に関する業務

ア 出店セミナーの開催

大手ECモールへの出店を検討している事業者を対象にEコマースの状況や社会情勢等を解説し、オンラインショッピングのサービス説明や出店方法を説明する出店セミナーを1回以上開催する。

なお、開催時期は令和4年9月～10月の範囲内で委託者と協議の上、決定すること。

イ スタートアップセミナーの開催

新規出店者を対象とした受発注管理（配送・納期・在庫）などを中心にオンラインショップ運営の基礎知識を説明するスタートアップセミナーを1回以上開催する。

なお、開催時期は令和4年11月～12月の範囲内で委託者と協議の上、決定すること。

ウ スキルアップセミナーの開催

新規出店者を対象としたEコマース運用や売上げを上げていくための考え方や施策など、オンラインショップを運営していく上で必要なスキルアップセミナーを1回以上開催する。

なお、開催時期は令和5年1月～2月の範囲内で委託者と協議の上、決定すること。

エ その他

開催会場はいずれの講習会も県内1カ所以上とし、リモート参加にも対応すること。

セミナー講師はYahoo!ショッピングを運営するヤフー株式会社のスタッフを手配すること。

なお、開催に必要な参加者募集事務、資料作成・提供事務、会場調整事務等、一切の諸調整事務を受託者が実施する。

ただし、いずれの回も最低参加者12名以上で開催すること。これに満たない場合は発注者と協議の上開催方法等を見直すこと。この際の必要経費は受託者が負担すること。

(2) 出店事業者売上情報の提供

上記(1)の講習会に参加した事業者のYahoo!ショッピングにおける販売実績をヤフー株式会社から提供を受け、報告すること。

なお、提供する情報は月別の販売品目数及び売上額のほか、発注者と協議の上定めること。

4 支援対象事業者

県内に本社を置く地場産品[※]の製造事業者、農林水産物の生産者、飲食業者、流通業者、小売業者等であって、販路開拓先（転換先）として大手ECモールへの出店の意向を有する者を中心に、受託者において募集すること。 ※地場産品…岩手県で製造された食品、工芸品、農林水産物

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 発注者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 発注者は、(1)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に対して通知しなければならないこと。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物、資料及びその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として成果物及び資料等の納品をもって受託者から発注者に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様であること。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならないこと。

(6) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

6 その他留意事項

(1) 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて適宜打合せを行うこと。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度発注者と協議すること。

(3) 受託者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の取扱いについては、適切な管理のために必要な措置を講じ、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

3 乙は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると甲が認めるときは、この限りでない。

(目的外使用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏洩、滅失及び毀損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を、この契約による事務を実施するのに必要な範囲を超えて、複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第 8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、若しくは乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記載された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第 11 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。ただし、当該調査については、他社機密情報の保持の観点から、調査の日時、場所及び内容等の事項について、甲乙間で事前協議を行い、取り決めた範囲で実施するものとする。なお、当該調査を行う場合、甲は、乙をして甲以外の者に対する守秘義務その他の法的義務に違反させることのないよう、また乙の施設管理権を不当に侵害することのないよう、配慮する義務を負うものとする。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。